イ　売却手取額が当該売却更生担保物件の確定更生担保権額を下回る場合

売却手取額が当該売却更生担保物件の確定更生担保権額を下回る場合、当該下回る額（以下「担保不足額」という。）に相当する額の一般更生債権があるものとみなし、当該売却更生担保物件を担保目的とする確定更生債権について後述第４節第２の定めを適用するに際しては、確定更生債権額に担保不足額を加えた額を一般更生債権額として、権利の変更並びに第１回弁済及び第２回弁済を行う。

ウ　一般更生債権に対する第１回弁済が既になされている場合

売却手取額による弁済より前に一般更生債権に対する第１回弁済が既になされている場合、売却手取額による弁済に際して、当該売却更生担保物件を担保目的とする確定更生債権について前述ア又はイを適用した場合の第１回弁済額を算出し、これにより算出された弁済額と既になされた第１回弁済額との差額を、売却手取額から控除し（前述アの場合）又は加算して（前述イの場合）、弁済する。

⑶　更生計画認可決定確定日から起算して１年以内に売却等処分できない場合の措置

更生計画認可決定確定日から起算して１年以内に売却等処分ができない場合、管財人は、当該売却更生担保物件の更生担保権者の要請があり、かつ管財人が相当と認めるときは、裁判所の許可を得て、更生担保権者から担保売却等費用の合計額の支払を受けることと引換えに、当該売却更生担保物件に係る更生担保権につき、当該売却更生担保物件をもって代物弁済をすることができる。この場合、代物弁済の条件は前述⑴アと同様とする。

⑷　更生計画認可決定確定日から起算して２年以内に売却等処分できない場合の措置

更生計画認可決定確定日から起算して２年以内に売却等処分ができない場合、管財人は、売却等処分ができない売却更生担保物件を、裁判所の許可を得て、①当該更生担保権者が指定した者に指定の価格で譲渡するか、②更生担保権者から担保売却等費用の合計額の支払を受けることと引換えに、当該売却更生担保物件に係る更生担保権につき、当該売却更生担保物件をもって代物弁済をすることができる。

①の場合、前述⑴及び⑵の定めを適用する。

②の場合、前述⑶の定めを適用する。

⑸　更生計画認可決定日前に売却更生担保物件を売却した場合の措置

更生計画認可決定日前に裁判所の許可を得て売却更生担保物件を売却した場合、前述⑴の定めにより当該更生担保権者に対し売却手取額による弁済を行う場合の金額を算出して、当該金額（以下「担保変換額」という。）を銀行に預金し、当該預金に係る預金債権を目的として当該更生担保権者に対する預金質権を設定して、弁済については後述第３款の定めを適用する。

ただし、前述⑴の定めにより担保変換額を算出するにあたっては、前述⑴の定め中「被担保債権額（元本、及び更生手続開始後１年を経過する時又は更生計画認可決定の時のいずれか早い時までの利息損害金等をいう。」とあるのは「被担保債権額（元本、及び更生手続開始後１年を経過する時又は預金質権への変換日のいずれか早い日までの利息損害金等をいう。」と読み替えるものとする。

第２款　リースに係る更生担保権

第１　確定更生担保権

確定更生担保権額　252万3077円

別表９

債権者数　３名

第２　権利の変更及び弁済方法

別表９「更生担保権弁済計画表（リース）」記載のリースに係る更生担保権は、同表記載のとおり、確定更生担保権額の全額を、更生担保権弁済日に、一括弁済する。

第３款　他の担保権から変換された預金質権に係る更生担保権

他の担保権から変換された預金質権に係る更生担保権については、担保変換額を、更生担保権弁済日に、一括弁済する。なお、管財人は、後述第５章第１節第１、３⑵による当該預金質権の消滅に基づき、当該預金をもって更生担保権の弁済に充てることができる。

かかる弁済にあたっては、前述第１款第２、２⑵の定めを、当該定め中「売却手取額」とあるのは「担保変換額」と読み替え、「当該売却更生担保物件の確定更生担保権額」とあるのは「担保変換前の売却更生担保物件の確定更生担保権額」と読み替えて、適用する。

第３節　優先的更生債権の権利の変更及び弁済・納付方法

第１　公租公課

１　確定債権

合計債権額

7688万8157円及び額未定

別表10―１

債権者数　７名

２　権利の変更及び納付方法

別表10―１の公租公課は、更生手続開始決定日から起算して１年を経過する日（その日までに更生計画認可の決定があるときは、その決定の日）までの間に生ずる延滞金等、及び更生計画認可決定日以後完納に至るまでの間に生ずる延滞金等は、その全額につき免除を受け、同表の「納付額」欄記載の金額を、第１回更生債権弁済日までに、一括納付する。免除の効力は、更生計画認可決定時に生じる。

第２　労働債権

１　確定更生債権

確定更生債権額　456万1082円

別表10―２

債権者数　11名

２　権利の変更及び納付方法

別表10―２の労働債権は、確定更生債権額の全額を、第１回更生債権弁済日までに、一括弁済する。

第３　会社更生法第138条第１項に規定する債権届出期間の経過後更生計画認可決定以前に退職した従業員に係る退職手当の請求権の取扱い

会社更生法第138条第１項に規定する債権届出期間の経過後更生計画認可決定前に退職した従業員に係る退職手当の請求権が会社更生法第140条第２項の規定に基づき届け出られた場合において、当該債権が確定したときは、優先的更生債権として確定した全額を一括弁済する。

一括弁済に際しては、当該債権が第１回更生債権弁済日の１か月前までに確定した場合には第１回更生債権弁済日に弁済し、当該債権が第１回更生債権弁済日の１か月前までに確定しなかった場合には当該債権が確定した日から起算して１か月以内に弁済する。

第４節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生債権

確定更生債権額

13億9252万8687円及び額未定

別表11―１及び11―２

債権者数　37名

第２　権利の変更及び弁済方法

１　第１回弁済

別表11―１の一般更生債権に対する第１回弁済は、同表記載のとおり、弁済対象更生債権のうち10万円以下の部分の100％と10万円を超える部分の25％の合計額である第１回弁済額を、第１回更生債権弁済日に弁済する。